

# I 三重県高等学校等修学奨学金の沿革

## (1) 制度発足当初（平成13～16年度）

日本育英会の高校奨学金事業の都道府県移管が検討される状況を背景に、国において都道府県実施の奨学金制度を創設することになり、三重県では国の基準に上乘せして奨学金事業を実施することになりました。奨学金制度や様々な冊子の基本的な形はこのときに創られました。当時は申込みの受付や貸与に関する業務が主体であり、返還業務は現在ほど多くありませんでした。

**平成 13 年度** 国において都道府県実施の奨学金制度創設の動きがあり、三重県でも制度検討を実施。

**平成 14 年 3 月** 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則を制定

**4 月** 三重県高等学校等修学奨学金制度創設

### (当時の制度概要)

#### 1 趣旨

国が平成 14 年度から新たに創設する補助制度を活用して、勉強意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し修学奨学金を貸与し、教育の機会均等を図るなど本県の教育充実に資するものとする。

#### 2 対象者

保護者が三重県内に住所を有する高等学校等の生徒であり、世帯の全収入が生活保護基準の2倍以下の世帯に属する等の要件を満たす者。(国庫補助事業の対象は 1.5 倍以下。1.5 倍を超える生徒は県単独措置で対応)

### 3 奨学金の種類及び額

修学費 (国の基準どおり)	国公立	自宅通学者	月額	18,000円
		自宅外通学者	月額	23,000円
	私立	自宅通学者	月額	30,000円
		自宅外通学者	月額	35,000円
修学支度費 (県単独措置)	国公立		入学時	40,000円
	私立		入学時	50,000円

※ 現在の貸与額とは異なります。(貸与額は選択性を導入しています。)

### 4 奨学金の貸与方法

年3回(7月、11月、2月)の本人口座への振込みにより行う。

### 5 奨学金の返還方法

卒業後、一年を経過した日から、修学費は10年以内、修学支度費は5年以内に返還。

平成14年4月 審査会設置要綱、事務取扱要領及び収入審査基準等の関連規程を制定

7月 冊子・奨学生のしおり初版を作成

11月 冊子・返還のしおり初版を作成

平成15年3月 冊子・事務担当者の手引き初版を作成

4月 貸与回数を年3回から年6回に変更

変更前 7月(4~7月分)、11月(8~11月分)、2月(12月~3月分)の年3回

変更後 5月(4、5月分)、7月(6、7月分)、9月(8、9月分)、11月(10、11月分)、1月(12、1月分)、2月(2、3月分)の年6回

平成16年9月 予約採用事務処理要綱を制定

10月 予約採用制度の創設(平成17年度入学者から)

## (2)旧日本育英会事業の都道府県移管から平成 19 年度まで

平成 16 年度までは、成績基準がある日本育英会の高校奨学金と成績基準がない三重県高等学校等修学奨学金が併存していましたが、平成 17 年度に日本育英会の高校奨学金事業が移管され、現行の修学奨学金制度と一本化して実施することになりました。これに伴い、平成 17 年度以降は日本学生支援機構(旧日本育英会)から 10~15 年程度に分けて貸与財源の移管を受けています。一方で、国庫補助事業は平成 16 年度限りで廃止となりました。

また、平成 17 年度からは本格的な返還が始まることになり返還に関する規定の整備、口座振替の導入、データベースの構築等が行われました。

**平成 17 年 4 月** 日本学生支援機構(旧日本育英会)の高校奨学金事業が移管され、三重県高等学校等修学奨学金制度に一本化

**4 月** 日本学生支援機構から移管される貸与財源の受入れのため三重県高等学校等修学奨学基金を設置

**4 月** 修学支度費の貸与額の増額

変更前	国公立 40,000 円 / 私立 50,000 円
変更後	国公立 40,000 円又は 80,000 円 私立 50,000 円又は 100,000 円

**4 月** 債権分類や滞納整理の方法等を定めた滞納整理要綱を制定

**4 月** 対象奨学生が 1,000 人を超えたことから、従前のエクセルによるデータ管理に替えて、データベースとして奨学金管理システムを導入

**平成 17 年 4 月** 返還方法に口座振替を導入

変更前	原則: 納入通知書
変更後	原則: 口座振替 例外: 納入通知書

平成 17 年 4 月 連帯保証人の要件変更

変更前	本人及び保護者と別生計の者 例外:なし 60 歳以下 例外:なし 連帯保証人を立てることが困難な場合は申込時に限り保護者も可
変更後	原則:本人及び保護者と別生計の者 例外:同一生計の兄弟も可 原則:60 歳以下 例外:60 歳を超え 65 歳以下の者も可 保護者は不可

平成 18 年 4 月 緊急採用の要件に、家計の急変、災害に加え、長期間の経済的な困難の継続(生活保護基準の1倍程度以下)を追加(平成 19 年度からは「生活保護基準の 1.5 倍以下」に緩和)

4 月 貸与に関する事務処理を整理するため、新たに事務処理要綱を制定し、これまでの事務処理要領を廃止

7 月 連帯保証人の成人要件の緩和

変更前	申込時に成人の者
変更後	原則:申込時に成人の者 例外:貸与終了時に成人の未成年も可能

平成 19 年 4 月 連帯保証人の年齢要件の上限を5歳緩和

変更前	原則:60 歳以下 例外:やむを得ない場合 65 歳以下
変更後	原則:65 歳以下 例外:やむを得ない場合 70 歳以下

4 月 外国人の内、一定の要件を満たす定住者も貸与の対象に追加

変更前	本人又は法定代理人が「永住者」又は「永住者の配偶者等」であれば申込資格あり
変更後	本人又は法定代理人が「永住者」又は「永住者の配偶者等」であれば申込資格あり 「定住者」であっても、一定の要件を満たした場合は申込資格あり

4 月 転学等に係る取扱基準、外国人に対する取扱基準及び連帯保証人に対する取扱基準の制定

### (3)平成 20 年度以降

欧米の金融危機をきっかけとする世界的な経済状況の悪化は、三重県の雇用・経済情勢にも大きな悪影響を及ぼすことになりました。三重県内に住所を有する保護者の経済状況が悪化したことにより、平成 20 年の秋以降、奨学金の申込者が急増しました。

厳しい雇用・経済情勢を背景に、奨学金を必要とする生徒に対する支援を確実に行えるよう十分な財源確保、申込要件の緩和及び制度周知の徹底等様々な方策を講じているところです。

平成 22 年 4 月からは、高等学校授業料が無償化されましたが、学校諸費用は保護者負担のままであり、奨学金制度の活用による修学支援のニーズは依然高いものとなっています。

#### 平成 20 年 4 月 返還猶予申請ができる期間を延長

変更前	返還猶予申請があった年度のみ(年度毎に申請が必要)
変更後	返還猶予事由が継続する全期間

4 月 県内在住の成年者が、独立した生計を県内で営んでいる場合において、保護者であった者が県内に住所を有していない場合の取り扱いの変更

変更前	申込み対象外
変更後	申込み対象

秋以降 経済情勢の悪化に伴い申込者が急増

11 月 長期未収金の債権回収外部委託を開始

#### 平成 21 年 2 月 返還期間を最長 12 年に延長

変更前	返還期間は修学費が最長 10 年、修学支度費が最長 5 年
変更後	返還期間は修学費、修学支度費共に最長 12 年

2 月 連帯保証人の国籍要件の緩和

変更前	日本国籍を有する者
変更後	日本国籍を有する者、特別永住者、永住者

返還猶予事由の具体的事例に失職を追加

## 平成 21 年 2 月

変更前	進学、災害、疾病等
変更後	進学、災害、疾病、失職等

平成 21 年 2 月 奨学金制度の周知を強化（高校の全クラスにポスター掲示、中学・高校に制度の利用促進を依頼、教育委員会ホームページで緊急PRを実施等）

6 月 臨時に新規貸与枠を拡大（600 人 → 700 人）

10 月 国の緊急経済対策を受けて、奨学金の貸与財源等に活用するために三重県高校生修学支援臨時特例基金を設置

平成 22 年 4 月 高等学校授業料の無償化実施（公立高校の授業料は不徴収、私立高校等の授業料は世帯収入に応じて軽減）

4 月 他制度との併用制限を全面的に撤廃

変更前	日本学生支援機構奨学金、母子及び寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金等との併用不可
変更後	全て併用可能

4 月 連帯保証人年齢要件の上限を3歳程度緩和

変更前	貸与が終了する予定の日現在で原則 65 歳以下 やむを得ない場合 70 歳以下
変更後	修学奨学金の貸与開始月初日現在で原則 65 歳以下 やむを得ない場合 70 歳以下

4 月 連帯保証人住所要件の緩和

変更前	原則：県内 例外：近隣の府県、三親等の場合は全ての都道府県
変更後	原則：県内 例外：全ての都道府県

平成 23 年 4 月 修学費貸与月額を選択制を導入

【改正前】

国公立		私立	
自 宅	自宅外	自 宅	自宅外
18,000 円	23,000 円	30,000 円	35,000 円

【改正後】

国公立		私立	
8,000 円、13,000 円		20,000 円、25,000 円	
18,000 円、23,000 円		30,000 円、35,000 円	

4 月 各種学校等の在学学生を返還猶予対象者に追加

○返還猶予対象となる学校

【改正前】短期大学、大学、大学院、専修学校（専門課程のみ）

【改正後】短期大学、大学、大学院、専修学校（全ての課程）、各種学校

4 月 申込時の収入審査に係る級地区分を統一

【改正前】市町毎に異なる級地に基づく基準額により算定

（2 級地 1、2 級地 2、3 級地 1、3 級地 2 のいずれか）

【改正後】全市町で同一の級地に基づく基準額により算定（2 級地 1 で統一）

平成 24 年 1 月 親権者等の支援が期待できない未成年者への対応を規定

児童養護施設入所者等にも、一定要件の下で貸与申込みを受け付けることとした。

1 月 半年賦の返還月に関する規定を廃止

変更前	半年賦の返還時期は 9 月と 3 月又は 6 月と 12 月に限定
変更後	年 2 回であれば返還時期は問わない

1 月 短大、大学等を卒業後に、一度も就労できない者への返還猶予

変更前	失職者は返還猶予の対象内だが、卒業後一度も就職できない者は対象外
変更後	失職者のほか、卒業後一度も就職できない者も返還猶予制度の対象内

平成 25 年 3 月 職業訓練校（例：三重県立津高等技術学校、三重県農業大学校等）への進学も返還猶予の適用事由に追加。

返還猶予の期間（災害及び在学による返還猶予期間を除く）の上限を通算して3年間以内に延長

平成 25 年 8 月 平成 25 年 8 月 1 日から実施される生活扶助基準の引き下げに関わらず、当分の間、本奨学金の貸与基準は、引き下げ改正前の生活扶助基準を用いるよう改正した。

貸与打ち切りの事由に、次の2件を追加。また、貸与打切事由が解消した場合には、再度の奨学金申請が可能と明記した。

ア 貸与継続の意思確認ができないとき

イ 在学する高等学校等における休学期間が連続して3年に達した場合

返還期日までに正当な理由なく奨学金の返還がない者に支払いを求める延滞金の名称を遅延損害金に改めるとともに、金額の算定方法を民法に準拠するよう改めた。

平成 26 年 3 月 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定に伴い、債権管理に関する事項を同条例に準拠する旨を定めた。また、遅延損害金の算定方法も、同条例に準じるよう改めた。返還免除を申請できる者に、保護者（奨学生が成人に達した後を含む。）、配偶者を加えた。

平成 26 年 7 月 平成 25 年 8 月 1 日から実施されている生活扶助基準の引き下げに関わらず、当分の間貸与基準額の算定に引き下げ改正前の生活扶助基準を用いる措置を継続することを決定。

平成 27 年 4 月 奨学金の貸与基準額を、従来の生活保護基準を元にしたものから、三重県独自の基準に改めた。

返還猶予の要件に「妊娠、出産又は育児を理由として休業したとき」を新たに追加した。



長期休学を理由とした貸与打ち切りの要件を「連続3年以上」から「通算3年以上」に改めた。  
返還免除の対象となる金額に滞納となっている分は含まない旨を明文化した。

平成 27 年  
7 月 性行不良を理由とした打ち切りを行う際の基準及び手続きを整理し、新たに事務処理要領を定めた。

平成 28 年  
2 月 ひとり親家庭の支援施策の一環として、奨学金の貸与基準額の別表に「ひとり親家庭の基準所得額」を追加した。  
高校在学中の返還猶予が卒業以外の理由で終了した場合も、半年間の据置期間を利用できるようにした。

平成 29 年  
2 月 従来 of 返還期間では、貸与総額が大きい場合、毎回の返還額が高額になり、返還の負担が大きくなっているため、従来、返還期間が最長12年以内であったものを、貸与総額が120万円を超える場合は15年以内まで、185万円以上である場合は18年以内までに延長できるようにした。

三重県内に義務教育学校及び中等教育学校が設置されることに対応し、予約採用対象となる中学校の定義に義務教育学校及び中等教育学校を追加した。

LGBT等の性的マイノリティの人びとに配慮し、各種様式から性別欄を削除した。